

令和7年度 中間市特産品開発等事業評価基準

1 審査の概要

中間市特産品開発等事業補助金の交付に関する評価について、交付申請書およびヒアリングにより各審査項目について評価（採点）し、市長が各補助対象事業の予算の範囲（以下「予算の範囲」という。）内で交付対象となる候補者を選定する。

2 各補助対象事業の予算の範囲

- ・特産品開発事業・・・1,200万円
- ・高付加価値化等事業・・・800万円
- 計 2,000万円

3 審査項目

以下の項目について各評価員が採点（100点満点）を行い、平均評価点が**60点**以上となった候補者の中から、評価点の順位等を鑑み市長が予算の範囲内で選定する。

特産品開発事業（補助率3／4 限度額600万円）

（1）特産品としての定義（30点）

※別記第2号様式→1 特産品の概要

- ①中間市を想起させる可能性を有しているか（10点）
- ②中間市のPRが期待される独創性の高い特産品であるか（10点）
- ③特産品として流通可能な質、生産能力が確保され得るか（10点）

（2）事業の計画性（20点）

※別記第2号様式→2 販売戦略（販路及び販促方法）

- ①販路や販促方法等の販売戦略が整っているか（20点）

（3）本市の活性化に向けた協力体制（20点）

※別記第2号様式→5 活性化に向けた考え

- ①中間市の特産品を誕生させ、本市の活性化に向けた協力体制を感じるか

（4）市場性（30点）

※全体を通じて

- ①土産品、ふるさと納税返礼品の需要が期待できるか

高付加価値化等事業（補助率2／3 限度額100万円）

（1）既存商品の高付加価値化、又は量産体制の構築に伴う効果（30点）

※別記第3号様式→1 高付加価値化等の内容

- ①収益増（経営基盤の安定）が見込めるか（20点）
- ②事業実施後、土産品、ふるさと納税返礼品の需要が期待できるか（10点）

（2）事業の計画性（20点）

※別記第3号様式→2 販売戦略（販路及び販促方法）

- ①販路や販促方法等の販売戦略が整っているか

（3）本市の活性化に向けた協力体制（30点）

※別記第3号様式→5 活性化に向けた考え

- ①将来、中間市の特産品を誕生させ、本市の活性化に向けた協力体制を感じるか

（4）将来性（20点）

※全体を通じて

- ①事業規模の拡大が見込め、将来特産品の開発等に挑戦できるか